

# 鉄人 NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二ユース事務局  
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4  
 TEL.042-764-4128  
 FAX.042-762-9593  
 編集 鈴木明子  
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.14  
 2011  
 7月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

このたびの東北関東大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。 株式会社 東部 代表取締役 鈴木 郁男

## e-pile工法だから出来る... 杭先端の菱形孔が鍵となる抜群の掘削性能を発揮!

工事名 某テナンドビル新築工事  
 施工地 東京都北区  
 用途 店舗

心より感謝いたします。  
 ☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。



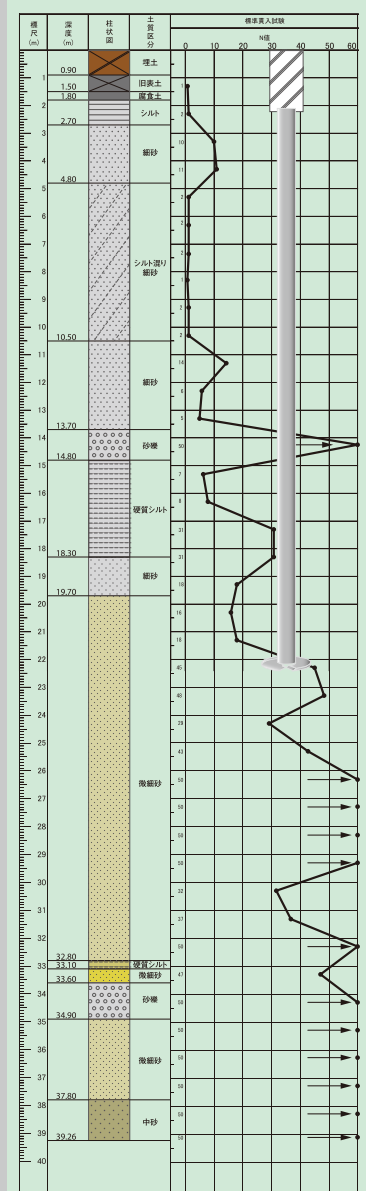
某テナンドビル新築工事

杭の種類 φ355.6 mm L=20.0m Dw750 mm 8set

△ 本物件は人通りの多い繁華街に建設される店舗の基礎杭工事です。課題となった点は設計深度に到達させる迄の中間層を貫入できる事。また、作業スペースが限られているためコンパクトな杭打ち機を用いて確実に支持層までの打ち抜きの可否が問われた。

◎ 昨年弊社にて導入しました。幅2490mm・最大トルク199kN・m 杭打ち機、MD-200を使用する事により、限られた作業スペースでの施工は可能となり、また、e-pile工法の最大の特徴となる杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、スムーズに所定の設計深度まで貫入させる事ができました。また、事前に地中障害物の撤去や杭打ち機の足場養生を元請け様にご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。

### ボーリング柱状図



## 環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法

21世紀の要求 eee 3e e-pile

ecology 環境性, economy 経済性, evolution 革新性

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。

エコマーク認定番号 第08131022号

ちきゅうにやさしい 排水量が少ない鋼管杭



鋼管杭基礎総合メーカー  
**Tobu, 株式会社 東部**  
<http://www.tobu21.co.jp>

■本社  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4 TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593

■地盤評価センター  
 〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304

■施工管理センター  
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971



## 日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日（金）に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半壊、半壊は18万円」、「原発避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道県に配分することになりました。

今後、日本赤十字社は、この考え方に従い各被災都道県から申請された額を直ちにそれぞれの都道県に送金することとしています。これにより各被災都道県ごとに設置される義援金配分委員会において個別の被災世帯ごとに配分されることとなります。

### ● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証（ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含）をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み（ゆうちょ銀行・郵便局）

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

● ファミリーマート「Famiポート募金」

● 家電エコポイント・住宅エコポイントによるご協力

日本赤十字社 HP より

## 健康コラム

ワンポイント



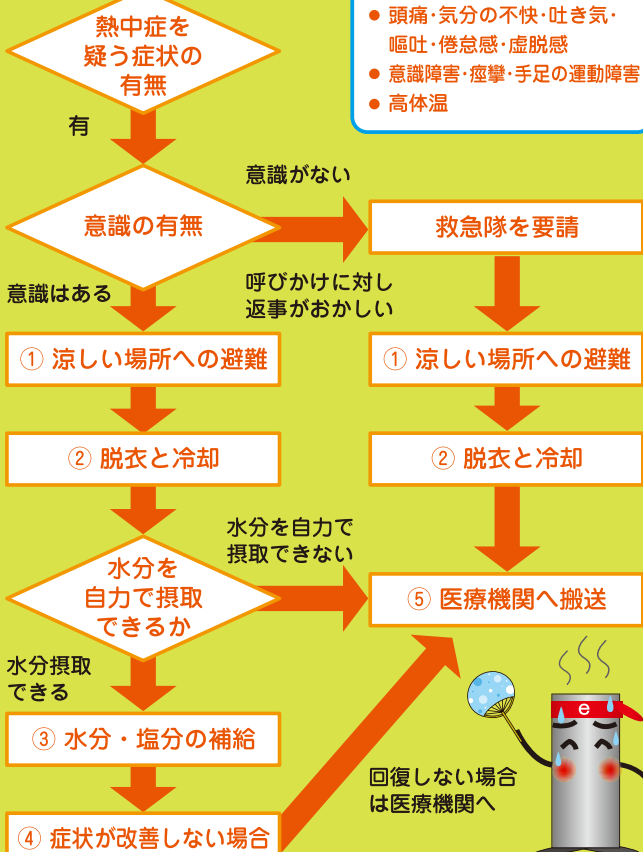
熱中症とは、高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称です。

熱中症は死に至る恐れのある病態ですが、適切な予防法を知っていれば防ぐことができます。また、適切な応急処置により救命することもできますので、下記図を参考に熱中症への対処を覚えて下さい。

熱中症を疑ったときには何をすべきか

熱中症を疑う症状とは・・・

- めまい・失神
- 筋肉痛・筋肉の硬直
- 大量の発汗
- 頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感
- 意識障害・痙攣・手足の運動障害
- 高体温



※詳しくは、環境省ホームページをご覧ください。

## 経理マンが行く



節電を余儀なくされている状況下の中、厳しい夏に加え、日々の忙しい業務が重なり、お客様においては、お体お変わりはないでしょうか。短時間で多くの作業を効率良く行えるよう、業務スケジュールの調整に事務暦をお役立てください。

### 経理・税務 事務暦

- 6月15日
  - ・ 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
  - ・ 4月決算法人の確定申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>の申告期限
  - ・ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>の申告期限
  - ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>の申告期限
  - ・ 10月決算法人の中間申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>半期分の申告期限
  - ・ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告
    - <消費税・地方消費税>の申告期限
  - ・ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)
    - <消費税・地方消費税>の申告期限
- 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
  - <個人の道府県民税及び市町村民税>の納付(第1期分)
- 7月11日(6か月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)
  - <6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額>の納付
- 7月15日
  - ・ 所得税の予定納税額の減額申請
- 7月中において市町村の条例で定める日
  - <固定資産税(都市計画税)の第2期分>の納付
- 8月1日
  - <所得税の予定納税額>の納付(第1期分)
  - ・ 5月決算法人の確定申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
  - ・ 2月・5月・8月・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
  - ・ 11月決算法人の中間申告
    - <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
  - ・ 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告
    - <消費税・地方消費税>
  - ・ 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

※変更される場合もありますので、必ず管轄税務署などにご確認ください。